明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○危険物船舶運送及び貯蔵規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通九三）　一
〔告　示〕
○電子証明書の方式等に関する法律（法務五四三）　三
○個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドラインの全部を改正する件（厚生労働・経済産業四）　四
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたオーストラリア連邦の紋章を指定した件（経済産業二四〇）　六〇
○商標法第四条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された大韓民国の紋章及び印章を指定した件（同二四一）　六〇
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された化学兵器の禁止のための機関の標章を指定した件（同二四二）　六一
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアジア太平洋経済協力の標章を指定した件（同二四三）　六一
○高速自動車国道に関する件（国土交通一一四五～一一四七）　六二
○道路に関する件（東北地方整備局一六六、一六七）　六二
○道路に関する件（北陸地方整備局一〇六～一一一）　六三
○道路に関する件（中国地方整備局一九三～一九五）　六四
○道路に関する件（九州地方整備局二四五～二五〇）　六四
○道路に関する件（北海道開発局一五一、一五二）　六五
〔官庁報告〕
国家試験
税理士試験合格者公告（国税審議会）　六七
平成二十六年度土地区画整理士技術検定合格者（国土交通省）　六七
平成二十七年度土地区画整理士技術検定の実施（同）　六八
海事代理士試験合格者（同）　六八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、破産、免責、再生関係　六八
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社）、土地家屋調査士名簿登録等、厚生年金基金解散・清算人就任、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　六八
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八一
会社その他
会社決算公告　八六

省令

○国土交通省令第九十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第一項及び第二十九条ノ八の規定並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の八第一項の規定に基づき、危険物船舶運送及び貯蔵規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

危険物船舶運送及び貯蔵規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第一条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中二号の二を次のように改める。

二の二　小型容器　収納する危険物の質量が四百キログラム以下の容器（液体の危険物を収納する告示で定める容器にあつては、内容積が四百五十リットル以下のものに限る。）のうち、告示で定めるものをいう。

第七十一条第一項第三号中「外接する直方体の一辺が一・五メートル以上」を「非開放型のもの」に改め、「荷役作業」の下に「及び運送中の取扱い」を加え、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第七十三条第六号に次のただし書を加える。

ただし、当該位置に文字を表示することが困難なものにあつては、表面の見やすい位置に表示することができる。

第七十三条に次の一号を加える。

十　放射性物質等の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれがないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

第七十四条中「及び第八号」を「、第八号及び第十号」に改め、同条第六号中「又は」の下に「非開放型の」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第七十五条中「及び第八号」を「、第八号及び第十号」に、「第七号」を「第六号」に改める。

第七十六条中「及び第八号」を「並びに第八号及び第十号」に、「第七号」を「第六号」に改める。

第七十八条第一項中「第七十四条第八号」を「第七十四条第七号」に改め、同条第二項中「タンク」の下に「非開放型の」を加える。

第七十九条第一項第二号中「第七十四条第八号」を「第七十四条第七号」に改め、同条第二項中「タンク」の下に「非開放型の」を加える。